# 利用上の注意

## １　調査の目的

我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、５年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的としています。

なお、本報告書では以降の項目については製造業事業所調査についての説明となります。

## ２　調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施します。

## ３　調査の期日

2024 年経済構造実態調査【製造業事業所調査】（令和５年実績）は、令和６年６月１日現在で実施しました。

事業所数、従業者数については令和６年６月１日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和５年１月～12 月の実績により調査しています。

## ４　調査の範囲となる事業所

日本標準産業分類に掲げる「大分類Ｅ－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち以下の全てに該当するものを調査対象の範囲としています。

・ 個人経営を除く事業所であること
・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに全国の売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の９割を達成する範囲に含まれる事業所について調査票による調査を行い、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計しています。

なお、調査対象は「事業所母集団データベース」を母集団としております。これは統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第１項に基づいて整備されるもので、各種統計調査の結果と事業所・企業照会の結果情報を用いて、すべての事業所・企業情報を経常的に更新することで、最新の情報を保持するデータベースとなっています。

## ５　製造品出荷額等の経理事項

製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年５月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

＜ガイドライン＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

## ６　記号及び注記

(1) 統計表中「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであ

ることを表しています。

「X」は１又は２の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、３以上の事業所に関する数値であっても、１又は２の事業所の数値が前後の関係や国の公表資料から判明する箇所も秘匿としています。

(2) 各項目の金額については単位未満を四捨五入しており、比率については小数点以下第２位で四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

## 7　製造業事業所調査と工業統計調査（以下「工業統計」という。）との比較について

集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意してください。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計していますが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者４人以上の全ての事業所を調査対象として集計しています。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス‐活動調査と同様の扱いとしています。一方、工業統計では連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしています。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なります。

## 8　統計表の項目の説明

(1)　事業所数

令和６年６月１日現在の数値です。事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア　一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ　従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2)　従業者数

令和６年６月１日現在で、当該事業所で働いている人の人数です。他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まれません。

なお、本報告書では従業者の総数のみを公表しております。

ア　常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

イ　有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当します。

ウ　常用雇用者

期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含まれます。

エ　無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を

含む。）をいいます。

オ　有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ　臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

キ　送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

ク　出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(3)　現金給与総額（事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額）

令和５年１年間における「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいいます。

(4)　原材料使用額等（原材料、燃料、電力の使用額等）

令和５年１年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

なお、本報告書では原材料使用額等のみを公表しております。

ア　原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ　燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ　電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

エ　委託生産費

原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含みません。

オ　製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含みません。

カ　転売した商品の仕入額

１年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含みません。

(5)　製造品出荷額等

令和５年１年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

なお、本報告書では製造品出荷額等のみを公表しております。

ア　製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、１年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含みません。

・ 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
・ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
・ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和４年中に返品されたものを除く。）

イ　加工賃収入額

１年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ　その他収入額

上記(1)、(2)の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいいます。

(6)　付加価値額（粗付加価値額）

令和５年１年間における下記算式により算出した額となります。

ア　従業者 30 人以上

付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋ 推計消費税額（※2））－ 原材料・燃料・電力使用額等 － 減価償却額

イ　従業者 29 人以下

粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 －（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋ 推計消費税額（※2））－ 原材料・燃料・電力使用額等

※1:平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

※2:推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(7)　事業所敷地面積（従業者 30 人以上の事業所）

令和６年６月１日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいま

す。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、堀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含まれます。

(8) 水源別用水量（従業者 30 人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、１日当たり用水量とは、令和５年１年間に使用した工業用水の総量を令和５年の操業日数で割ったものをいいます。

なお、本報告書では循環利用される回収水は集計対象外としております。

## ９ その他の注意事項

(1) この報告書の数値は、長野県分を本県が経済産業省から独自にデータ取得、編集したもので、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

(2) この報告書についての問い合わせ先は次のとおりです。

〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企画振興部総合政策課統計室統計第一係
Tel 026-235-7070（直通）
026-232-0111（代表）内線 5118
Fax 026-235-0517
E-mail tokei@pref.nagano.lg.jp